

牟岐町で創業をお考えの皆様へ

牟岐町では、連携している創業支援事業者が実施する「特定創業支援事業」による支援を受けた人（セミナー等に参加した人）に証明書を交付します。この証明書により創業に関する特例が適用されます。

証明書により適用される特例

- (1) 会社設立時の登録免許税の軽減措置 ※対象は創業前、又は創業後5年未満の個人
株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免されます。
株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円減免されます。
合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に減免されます。
- (2) 創業関連保証の特例 ※対象は創業前、又は創業後5年未満の者（個人・法人）
無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1000万円から1500万円に拡充し、
事業開始の6か月前から支援を受けることが可能です。
- (3) 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足
※対象は創業前、又は創業後税務申告を2期終えていない事業者
新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして、同制度を利用することが可能です。

証明書の交付条件

牟岐町と連携している創業支援事業者が実施する次の事業で支援を受け、受講証明書を交付された人には、牟岐町から特定創業支援事業による支援を受けた証明書を交付します。

- ・徳島県による支援事業
女性起業塾
- ・(公財)とくしま産業振興機構による支援事業
創業セミナー
起業力養成講座

証明書の交付やご不明な点については、
牟岐町役場産業課 (0884 - 72 - 3420) までお問い合わせください。

国の教育ローン(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき350万円以内を、固定金利(年1.81%(平成29年9月13日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。

詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。
〔教育ローンコールセンター〕0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656

徳島県最低賃金

◎徳島県最低賃金 時間額 **740円**

【発効日】平成29年10月5日

産業名	時間額	発効日
造作材・合板・建築用組立材料製造業	840円	平成29年 12月21日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	877円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	841円	

最低賃金、確認した？

<お問合せ先>
徳島労働局労働基準部賃金室
または最寄の労働基準監督署へ
TEL (088) 652-9165 FAX (088) 622-3570
<http://tokushima-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp>
「業務改善助成金」もご検討ください。
詳しくはホームページへ